

一般社団法人日本ねじ研究協会規格の制定改廃規定

1. 総 則

- 1.1 適用範囲 この規定は、一般社団法人日本ねじ研究協会規格の制定、改正および廃止に関する手続、方法について規定する。
- 1.2 一般社団法人日本ねじ研究協会規格の略称および略号 一般社団法人日本ねじ研究協会規格は“ねじ研規格”と略称し、その略号はF R Sとする。
- 1.3 ねじ研規格の性格 ねじ研規格は、日本産業規格と社内規格との中間に位し、ねじに関する技術的事項の標準化を推進するために制定される団体規格で、つぎのいずれかに該当する。
 - (1) 日本産業規格の活用を促進するためにその内容を補うもの。
 - (2) 日本産業規格の前身となるもの。
 - (3) 日本産業規格としての制定が困難であっても、団体内における標準化が必要とされるもの。

2. 制定改廃の申出とその処置

- 2.1 制定改廃の申出 ねじ研規格の制定改廃に係る申出はつぎによる。
 - (1) 当会会員は、ねじ研規格の制定または改正を必要とする場合は、その試案ならびに提案理由を付して、また該当規格の廃止を希望する場合は、その理由を付して当会会長に申し出る。
 - (2) 当会の常設委員会または分科会がねじ研規格の制定改廃についてその必要を認めた場合は、理由を付して当会会長に申し出る。
 - (3) 当会会員以外からねじ研規格の制定改廃が要望されている場合は、2.1 の(1)に準じて申し出をうけることとする。
- 2.2 申出の処置 ねじ研規格の制定改廃について申出は、理事会に諮って採否を決め、申出者には当会事務局がその旨を伝える。

なお、申出に係る規格の制定改廃は、標準化委員会および理事会の審議を経て標準化事業の年度計画に折り込むこととし、特に緊急を要する案件は、理事会の承認を得て処置する。

3. 制定改廃の審議

- 3.1 審議の計画 ねじ研規格の制定改廃は、理事会および総会で承認された標準化事業の年度計画に基づいて審議する。ただし、計画外の案件で緊急を要するものは理事会の承認を得て処置する。
- 3.2 審議の方法 ねじ研規格の制定改廃に関する実質的な審議は、標準化委員会のもとに分科会を案件ごとに設置して行なう。

なお、分科会の設置、構成およびその運営は、昭和 45 年 4 月 1 日制定の“委員会運営規定”による。
- 3.3 原案の作成 ねじ研規格の原案作成は、標準化委員会のもとに設置された分科会が行なう。

ただし、2.1 の申出に規格の試案が添付されている場合は、原則としてそれを原案とする。
- 3.4 原案の議決 ねじ研規格の原案は、分科会で審議し、その議決は出席委員の 2/3 以上の同意を必要とする。(委員会運営規定 28 条)。

なお、規格の廃止に係る申出も原案の議決に準じて処理する。
- 3.5 原案の報告 分科会で議決された原案および廃止に係る申出の処理案は標準化委員会に報告

する。

4. ねじ研規格の承認 分科会で議決された原案および廃止に係る申出の処理案は、標準化委員会の審議を経て理事会に提出し、承認をうける。

承認をうけた原案はねじ研規格とすることにし、制定または改正の年月日は理事会承認のときとする。また廃止することが承認された規格は、理事会承認のときを以て廃止する。

なお、規格の制定改廃について、特に経過処置を必要とする場合は、理事会の議を経て処理する。

5. 規格票の作成

5.1 規格原本の作成 事務局は、理事会の決議に基づいて規格原本を1部作成する。

5.2 規格票の様式 ねじ研規格の様式は、JIS Z 8301（規格の様式）に準拠する。

5.3 規格番号のつけ方 規格番号は、FRSのあとに4けたの数字を付して表す。この場合、初めの数字2けたは、当該規格を制定した西暦年号のしも2けたの数字とし、あとの数字2けたは、その年（暦年）制定された規格の順番を01、02・……として示す。

なお、規格が改正された場合は、規格番号のあとにA、B、C・……の記号を改正回数に応じてつける。この場合、1回目の改正はAで示し、それ以降はアルファベットの順とする。

5.4 印刷 事務局は、規格原本に規格番号、制定・改正年月日および発行所を記入し、これに基づいて印刷する。

6. 公 表 ねじ研規格の制定改廃は、当会会誌およびその他の刊行物に公表して周知を図る。

7. 頒 布 事務局は、ねじ研規格の頒布を希望する会員その他に対して規格票を頒布する。

8. 管 理

8.1 見直し ねじ研規格は制定、改正の期日から満3年を経過するごとに会員から意見を求め、その結果を標準化委員会で検討し、改正または廃止の必要が認められた場合は、それを年度計画に繰入れる。またその必要が認められない場合は理事会の承認を得て“確認”とし、その旨を当会会誌に公表する。

8.2 規格改正票 見直しの結果、ねじ研規格に軽微な改正を施す必要性が生じた場合は、“規格改正票”を以て規格改正にかえることができる。

ただし、この場合は規格番号に改正を示すA、B、C・……の記号はつけない。

この改正票は、規格改正に準じた審議を経るものとし、規格番号、規格名称、改正事項、発行年月日および号数を記載したものとする。

なお、改正票が3号をこえる場合は、原則として規格改正の処置をとる。

この場合は規格番号に改正を示すA、B、C・……の記号をつける。

8.3 ねじ研規格が日本産業規格に移行した場合の処置 ねじ研規格が日本産業規格に移行し、存在の必要性がなくなった場合は、当該ねじ研規格が日本産業規格の制定年月日を以て廃止する。

付則 1. この規定は、昭和47年11月17日から実施する。

2. この規定は、理事会の承認を経て改正する。